

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和4年5月31日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	5番 藤村 絹子
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	15番 山本 功
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
18番 岩井 三郎	19番 太田 廣之

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	12番 米澤 貞幸
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

6番 中川 茂成	13番 中村 正
----------	----------

事務局 森山 賢一
山口 健司

7、議案

議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第2号	令和4年度農用地利用集積計画（第2次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8、署名委員

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
----------	----------

9、閉会の日時 令和4年5月31日午後2時30分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第6回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中3名の方に出席いただいております。

さて、委員の皆様には、農繁期の大変お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

当委員会といたしましては、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、1番井澤茂治委員、3番松尾清敏委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

まず1番及び2番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、松尾委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

1ページをお開きください。まず1番及び2番については、関連する内容でございますので、併せてご説明いたします。

【 提案説明 】

場所については3ページの地図のとおりです。企業の工場の少し東側に位置するところとなります。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で甲種、1種、2種及び第3種のいずれの要件にも該当しない農地で第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 1番、2番については、地区担当委員の森本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森本 4番、森本です。

1 番及び 2 番の案件につきまして、5 月 27 日に、森島委員及び山口担当局長補佐、上村専門員と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、申請者所有の資材置場及び駐車場が手狭になったことからの転用で、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは議案第 1 号の 1 番、2 番について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 1 号の 1 番、2 番については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。
松尾委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 松尾委員にお伝えします。議案第 1 号の 1 番及び 2 番については議案どおり、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 1 号の 3 番を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは 2 ページをお開きください。3 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 4 ページの地図のとおりです。

精華町消防本部の東側に位置するところでございます。

本件につきましては、都市計画法第 34 条第 11 号の区域内で調整区域ではありますが、市街化区域と同等の取扱いがされることとあり、住宅建設を目的とした開発であり、何ら問題はないものと考えております。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、排水計画も問題がなく、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第 5 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 この件については、地区担当委員の田中委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 10番、田中です。

5月27日に森本委員及び山口担当局長補佐、上村専門員と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございました。挙手全員でございます。議案第1号の3番については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に議案第2号、令和4年度農用地利用集積計画（第2次）の決定について、を議題とします。

議 長 1番から9番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 5ページをお開きください。

議案第2号令和4年度農用地利用集積計画（第2次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

6ページをお開きください。1番から3番につきまして、位置が隣接しており、場所については後で一括してご説明いたします。

1番です。

【 提案説明 】

2番です。

【 提案説明 】

続いて3番です。

【 提案説明 】

1番から3番の場所については13ページの地図のとおりです。当該地は精北小学校の東側に位置するところでございます。

事務局 続きまして7ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については15ページの地図のとおりです。奈良精華線と国道163号との乾谷西交差点の南西に位置するところでございます。

7ページに戻っていただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおりです。JA京都やましろ山田直売所の北側になります。

7ページに戻っていただき、6番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおりです。山手幹線沿いのガソリンスタンドの西側になります。

8ページをお開きください。7番と8番につきましては、位置が隣接となるため、場所については後で一括してご説明いたします。7番でございます。

【 提案説明 】

8番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページの地図のとおりです。栢榴区の南側に位置するところでございます。

9ページをお開きください。9番でございます。

【 提案説明 】

場所については15ページの地図のとおりです。奈良精華線と国道163号との乾谷西交差点の南西に位置するところでございます。

以上の1番から9番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは本議案の1番から9番について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本議案の1番から9番について採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議 長 それでは、1 番から 9 番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 2 号の 1 番から 9 番についての計画は、議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 2 号の 10 番から 16 番についてを議題とします。
まず、農業委員会等に関する法律第 31 条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長 それでは事務局、10 番から 16 番までの議案の提案及び説明を願います。

事務局 9 ページに戻っていただき、10 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 22 ページの地図のとおりです。谷集会所より観光農園の北側になります。

9 ページに戻っていただき、11 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 23 ページ地図のとおりです。府道木津八幡線沿いにある宅配業者営業所の東側になります。

10 ページをお開きください。12 番と 13 番につきましては、位置が隣接となるため、場所については 13 番の後で一括してご説明いたします。

12 番でございます。

【 提案説明 】

13 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 24 ページの地図のとおりです。華工房の西側に位置するところになり、12 番の方が下、13 番が上になります。

10 ページに戻っていただき、14 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 25 ページの地図のとおりです。宅配業者営業所の西隣になります。

11 ページをお開きください。15 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 26 ページの地図のとおりです。開橋北側の木津川の堤防と九百石川との間にあります。

11 ページに戻っていただき、16 番でございます。

【 提案説明 】

場所については、27 ページの地図のとおりです。木津川上流浄化センターの南側に位置するところです。

以上10番から16番につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 それでは本議案の10番から16番について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本議案の10番から16番に対して採決をとらせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

議長 それでは、10番から16番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号の10番から16番についての計画は議案どおり決定いたします。

井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議長 井澤委員にお伝えします、議案第2号の10番から16番の計画は議案どおり決定いたしました。

議長 次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告願います。事務局より報告願います。

事務局 28ページをお開きください。それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については29ページの地図のとおりです。光台三丁目の北側で、府道生駒精華線と煤谷川の間になります。

以上で報告を終わります。

議長 本件について何か質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告します。

事務局より報告願います。

事務局 30ページをお開きください。それでは報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については31ページの地図のとおりです。狛田駅東の区画整理事業地内に位置するところになります。

以上で報告を終わります。

議長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
7月5日火曜日13時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。
それでは、次回の総会を7月5日火曜日13時30分からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。
これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時30分